

## 令和6年度 東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金募集要領

市では、家庭用太陽光発電設備、エネファーム、家庭用蓄電池（以下、「対象設備」という。）及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「Z E H」という。）の普及を促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置又はZ E Hの新築及び購入費用の一部を補助します。

### 1. 補助対象者

補助金申請の資格を有する者は、次のすべての要件を満たす者とします。

#### 【補助対象者】

No.	要件
①	・対象設備については、自らが居住している市内の住宅（店舗等と併用している場合を含む。以下同じ。）に対象設備を設置又は市内の対象設備付き住宅（未入居の新築物件に限る。）を購入し自ら居住している個人であること。 ・Z E Hについては、自ら居住するために市内にZ E H（未入居の新築物件に限る。）を新築又は購入した個人であること。
②	補助対象者が対象設備又はZ E Hを購入し所有すること。
③	・太陽光発電設備については、電力会社との電力受給開始日が令和6年3月1日以降であること。 ・エネファーム及び家庭用蓄電池については、設置・引渡日が令和6年3月1日以降であること。 ・Z E Hについては、引渡日が令和6年3月1日以降であること。
④	補助金申請時において、市税を滞納していないこと。
⑤	設置する対象設備について、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
⑥	過去にZ E Hの新築又は購入に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
⑦	「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金」の申請をしていないこと。
⑧	暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

※設置・引渡日：エネファームは保証登録カードのお買い上げ年月日、家庭用蓄電池は保証書又は販売・設置完了証明書の設置・引渡年月日、Z E Hは住宅を引き渡したことが確認できる証明書等の日付をいいます。

※暴力団員等に該当するかについては調査する場合があります。

### 2. 補助対象事業 ※（1）と（2）の併用申請はできません。

#### （1）太陽光発電設備・エネファーム・家庭用蓄電池

補助対象事業は、未使用品であり、交付申請時において、次に掲げる対象設備を住宅に設置する事業とします。（各対象設備については、1世帯当たり1台限りとし、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けて設置した対象設備の入替えは対象外とする。）

対象設備	補助対象要件
太陽光発電設備	電力会社の低圧配電線と逆潮流有りて連系され、発電した電気が住宅として使用する部分で消費されているもの。

エネファーム	<a href="#">一般社団法人 燃料電池普及促進協会【FCA】</a> で指定されているもの。
家庭用蓄電池	国が今年度を実施する補助事業の対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ【SII】が公表する <a href="#">蓄電システム登録済製品一覧</a> に記載されているもの。

※太陽光発電設備の発電出力については、電力受給契約の受給最大電力の値とする。

※太陽光発電設備については、「全量買取制度」は補助対象外とする。

※対象設備については、市ウェブサイト等で必ず確認してください。

## (2) ZEH

補助対象事業は、「[ZEHの定義\(改定版\)〈戸建住宅〉\(平成31年2月経済産業省公表\)](#)」における『ZEH』の定義を満たす住宅であり、次に定める当該補助対象要件を満たす戸建住宅（以下、「対象住宅」という。）を新築又は購入する事業とします。（過去に対象住宅の新築又は購入に係る市の補助金の交付を受けて新築又は購入した対象住宅の建替えは対象外とする。また、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けている場合も対象外とする。）

No.	補助対象要件
①	設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
②	次の(1)から(3)までのいずれか2つ以上の要件を満たしていること。 (1) 平成28年省エネルギー基準に基づき計算された住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)が0.5以下であること。 (2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (3) 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車に充電を可能とする設備又は電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を導入すること。(電気自動車はプラグインハイブリッド車を含む。)

## 3. 補助対象経費など

補助対象経費、補助金額（複数の対象設備を設置した場合は合計額）、件数及び予算額は次のとおりとします。ただし、対象住宅を申請する場合、対象設備の申請はできません。

### 【補助対象経費・補助金額・件数・予算額】

対象設備 対象住宅	対象となる経費	補助金額	件数	予算額
太陽光発電設備	① 対象設備本体、付属機器の購入及び設置に係る経費	上限 8 万円 (2 万円/kW×4kW まで)	約 140 件	1,120 万円
エネファーム		上限 4 万円	約 200 件	800 万円
家庭用蓄電池		上限 5 万円	約 140 件	700 万円
ZEH	② 対象住宅の新築又は購入に係る経費	上限 25 万円	約 20 件	500 万円

※補助対象経費の2分の1が上限額を下回る場合は、その金額が補助金額となります。

※補助金額は千円未満切捨てです。

※各対象設備及び対象住宅につき予算額に達した時点で新たな申請は受け付けません。

※次に掲げる費用は対象としません。

- 国や他の地方自治体の補助金、寄附金その他の収入
- 消費税及び地方消費税

#### 4. 申請期間及び申請書類の提出先

##### (1) 申請期間

令和6年6月3日(月)～令和7年2月28日(金)

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(令和6年12月29日から令和7年1月3日)を除きます。また、受付については、9時から17時30分まで先着順で行い、申請期間内であっても、予算額に到達次第、終了します。なお、多数の申請者が来庁された場合は、受付に時間を要しますので、整理券を配布して順に対応させていただくことがあります。

※書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

※申請期間については、申請状況や事務処理期間を考慮し変更する場合があります。

##### (2) 提出方法

対象設備又は対象住宅の設置・引渡後、申請書類を必ず持参してください。(郵送、FAX、電子メール等不可。)

※太陽光発電設備を申請する場合は、電力会社との電力受給を開始している必要があります。

※申請できる台数は一世帯につき各種一台限りとします。

※販売業者が手続きを代行する場合は、1回の受付で提出できる申請は5件までとします。

なお、代行したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。

##### (3) 提出先

東大阪市荒本北一丁目1番1号 市役所本庁舎15階 環境部 環境企画課

※近鉄けいはんな線 荒本駅1番出口から西へ約0.4km

#### 5. 提出書類

提出していただく書類は、次のとおりとします。

##### 【申請書類】

対象設備 対象住宅	必要書類
共通	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
	事業実績書(別紙1)
	暴力団員等の排除に関する誓約書兼暴力団員等調査同意書(別紙2)
	補助対象事業実施に係る領収書の写し及び内訳を確認できるもの
	申請者及び申請者と同一世帯に属する者に係る住民票の写し(発行後3か月以内の続柄の記載がある世帯全員のもので、記載住所は対象設備の設置住所又は対象住宅の所在地と同一のこと)
市税の滞納がない証明書(発行後3か月以内) ※本庁舎3階の納税課で発行	

	対象設備を設置する住宅の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙3）
	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付請求書（様式第5号）
	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請チェックシート
	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金アンケート
	申請書類一式の写し（控え用）
	申請者の住所、氏名を記入し、84円（郵便料金改定後：110円）分の切手を貼った封筒（長3封筒等の84円（郵便料金改定後：110円）分の切手で郵送できるもの）
	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請等手続代行届出書（様式第8号）※申請の手続きを対象設備・対象住宅の販売業者に代行する場合
太陽光発電設備	電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し （「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」）
	設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された住宅全体を確認できるもの）
エネファーム	保証書及び保証登録カードの写し
	設置状況を示すカラー写真（システム全体及び品名番号を確認できるもの）
家庭用蓄電池	保証書の写し ※保証書がない場合は販売・設置完了証明書（別紙4）
	設置状況を示すカラー写真（システム全体及び品名番号を確認できるもの）
ZEH	売買に係る契約書の写し（売買契約書、工事請負契約書等）
	BELS評価書の写し
	BELS申請時に提出した外皮計算書
	設置状況を示すカラー写真（住宅全体及び太陽光発電設備やHEMS、蓄電池、電気自動車充放電設備等のZEHを構成する設備の設置状況を確認できるもの）
	住宅を引き渡したことを確認できる証明書等の写し※ない場合は建物引渡証明書（別紙6）
	HEMSの保証書の写し又は出荷証明書（補助対象要件においてHEMSを導入した場合）
	電気自動車充放電設備等の保証書の写し又は出荷証明書（補助対象要件において電気自動車充放電設備等を導入した場合）

※申請書類については、環境企画課で受け取るか、環境企画課ウェブサイトからダウンロードしてください。また、郵送をご希望の方は、環境企画課までご連絡ください。

※申請書類の日付については空欄でお願いします。

※市税の滞納がない証明書は、納税課の窓口（市役所本庁舎3階）にて「税務証明の交付申請書」を記入し、提出又は郵送にて請求し、発行してください。発行には本人確認書類が必要です。代理人が請求する場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

## 6. 補助金の交付決定

申請内容を審査したうえで、補助金の交付の可否及び金額を決定し、「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」又は「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により通知します。

※交付決定に当たっては、必要に応じ条件を付すことがありますので、当該内容により難しいときには、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請取下書（様式第4号）」を提出することができます。

## 7. 市への協力

市が実施する地球温暖化防止に関する取組へのご協力をお願いする場合があります。

## 8. 管理及び処分の制限

対象設備の設置後又は対象住宅の新築若しくは購入後6年以内に市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供することはできません。

なお、やむを得ず期間内に処分する場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第6号）」を市長に提出し、その承認を受けてください。

期限内に処分する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

## 9. 交付決定の取消し及び補助金の返還

虚偽、不正、暴力団員等に該当、交付要綱・募集要領に違反等があった場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

## 10. 留意点

### (1) 筆記用具

フリクションペン等の摩擦熱で筆跡を無色にすることができる筆記用具を使用しないで下さい。

### (2) 押印について

- ・自署の場合は押印を省略することができます。
- ・自署ではない場合は押印が必要です。

### (3) 書類の訂正方法

申請書類に押印する場合は、二重線で抹消し、その上に申請書類で使用した印鑑を訂正印として押印してください。なお、修正液や修正テープ等で訂正しないでください。

### (4) 振込口座

申請者本人の名義に限ります。

## 11. 問合せ・申請先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL: 06-4309-3198 FAX: 06-4309-3829

E-mail: kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

補助金交付手続きの流れ

